

代理人によるマイナンバーカードの受領について

代理人(委任状)による受け取りは、マイナンバーカードの交付等に関する事務処理要領(以下[要領]という。)に基づき、次の1~6のやむをえない理由により来庁することが難しい場合に限られます。

- 1 病気
- 2 身体の障がい
- 3 長期入院又は施設入所
- 4 長期出張
- 5 海外留学
- 6 交付申請者が未就学児であり来庁することが困難な場合

仕事や学業が忙しく本人が来庁できないという理由は、やむを得ない理由とは認められておりません。申請者本人及び代理人の顔写真付きの本人確認書類をお持ちいただけない場合など、国の要領で規定する以下の要件が満たされない場合は、代理人による受領は認められておりません。

【代理人による受領の際に持参していただく書類】

1	本人のマイナンバーカード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき) ・代理人として委任される方の住所と氏名を記載欄に申請者本人が記入してください。 ・暗証番号欄に申請者本人が暗証番号を記載し、はがき表面の目隠しシールをはがし暗証番号が見られないよう貼付してください。
2	本人の通知カード(所持している方のみ)
3	本人の住民基本台帳カード(所持している人のみ)
4	本人の個人番号カード(再交付申請者のみ)
5	本人の本人確認書類【2(3)の中から次のア、イ、ウ又はエ】 ア Aを2点 イ AとBを1点ずつ ウ Bを2点、Cのうち写真付きの書類が1点 エ Bを1点、Cを2点(うち顔写真付きの書類1点)
6	代理人の本人確認書類【2(3)の中から次のア又はイ】 ア Aを2点 イ AとBを1点ずつ
7	本人が来庁することが困難であることを証明する書類 (例) 病院の領収書、診断書、介護保険被保険者証(有効期限内の要介護度が記載されたもの)、身体障害者手帳など、施設入所を証明する書類、海外へ長期出張の事実を証明する勤務先の書類、海外へ留学している事実を証明する書類(査証、海外留学先の学生証、入学許可証、旅券、その他海外に渡航した事実を証明するもの。)